

# ICBA 電子申請受付システム 操作説明書

## 審査機関用

一般財団法人建築行政情報センター

## はじめに

本システムは、建築確認申請をはじめとする建築関係手続をオンラインで行うための仕組みです。本書は、本システムを円滑にご利用いただくため、主要な操作手順をまとめたものです。

審査機関ごとに、ICBAとの利用契約に応じて全部利用（電子申請受付及び消防手続）と消防手続利用の2パターンがあります。

本システムは全部利用に即して構成しております。

消防手続利用の場合、「[7. 消防対応（本システム以外の受付案件）](#)」もしくは別資料「ICBA電子申請受付システム操作説明書\_消防利用審査機関用\_202509 作成」をご参照ください。

## 更新履歴

日付	概要
2025/02/05	テスト利用向け初版
2025/02/12	メニューボタンの配置改善に伴う画面イメージ入替（内容変更なし）
2025/02/14	お問合せ先電話番号 修正
2025/03/28	本稼働向け初版（一部誤記修正）
2025/09/29	一部機能改修による改訂

## 目 次

1. システム概要 .....	5
1.1 特長.....	5
1.2 本システムでオンライン化できる手続 .....	5
1.3 本システムによる消防提出先 .....	5
1.4 動作環境 .....	5
1.5 注意事項 .....	5
1.6 申請操作フロー .....	6
1.7 組織内支店間における案件共有について .....	6
2. 起動 .....	7
2.1 ログイン .....	7
2.2 ログアウト.....	7
3. 引受審査 .....	8
3.1 受付対象案件の表示 .....	8
3.2 引受審査 .....	9
3.3 引き受けしない場合 .....	11
3.4 手数料納付の記録 .....	11
4. 連絡・質疑機能 .....	12
5. 本審査 .....	13
5.1 担当者割り振り .....	13
5.2 補正依頼 .....	14
5.3 補正後の差分チェック .....	15
5.4 仮受付を行った場合 .....	17
5.5 延長通知を出す場合(特定行政庁のみ) .....	18
6. 消防対応(本システムの受付案件) .....	20
7. 消防対応(本システム以外の受付案件) .....	22
7.1 案件の登録 .....	22
7.2 申請の追加 .....	22
7.3 申請データと添付書類の登録 .....	23
7.4 申請手動登録の審査・消防対応 .....	24
7.5 消防同意依頼後の補正 .....	24
7.6 消防同意済みの確認 .....	25
8. 確認済証の交付 .....	26
8.1 確認済証PDFの作成 .....	26
9. イレギュラー処理 .....	29
9.1 審査の取消(ステータスを前の段階に戻す) .....	29
9.2 申請者からの申請取下げ .....	31
9.3 消防同意依頼・消防通知の取下げ .....	32
9.4 不同意確定後の再依頼 .....	32

<b>10.参考資料</b> .....	<b>33</b>
10.1 ユーザー権限 .....	33
10.2 ステータス表示の意味.....	33
10.3 ステータス一覧.....	33
10.4 セキュリティ措置 .....	35
10.5 確認検査業務規程サンプルへの対応 .....	37
10.6 指定準則における確認検査員等の数の適用除外要件への対応 .....	39
10.7 消防長等による計画通知案件の審査について .....	40

# 1. システム概要

## 1.1 特長

サーバ機器の設置や特別なソフトのインストールが不要です。  
 マニュアル・テンプレートにより短期間で窓口をオンライン化できます。  
 申請受付、消防同意依頼がオンラインで完結できます。  
 審査の進捗状況を申請者と共有でき、問合せ対応負担の軽減につながります。

## 1.2 本システムでオンライン化できる手続

申請種別	説明
確認申請 [建築物、昇降機、工作物]	計画変更にも対応しています。 建築設備、工作物(法88条2項)には対応していません。
消防同意依頼・消防通知	本システムで受け付けた確認申請に係る依頼・通知の消防への送信。 本システム外で受け付けた申請も消防に送信可能です。

いずれの申請も計画通知に対応しています。

令和8年度に中間検査申請、完了検査申請、構造計算適判申請、省エネ適判申請、軽微変更、工事完了届を実装予定。

## 1.3 本システムによる消防提出先

消防機関の一部に提出できます。詳細は以下リンクをご確認ください。

※本システムにログイン後、提出先一覧画面でご確認いただくことも可能です。

▶ICBA ホームページ(電子申請受付システム関連)

<https://www.icba.or.jp/denshishinsei/>

▶受付窓口開設状況を検索する場合はこちら

<審査機関一覧(建築確認等電子申請のオンライン窓口)>

<https://afba.shinsei-kenchikugyousei-db.jp/guest/shinsakikan>

<消防機関一覧(消防通知・同意依頼のオンライン窓口)>

<https://afba.shinsei-kenchikugyousei-db.jp/guest/shobokikan>

## 1.4 動作環境

回線：インターネット又はLGWAN

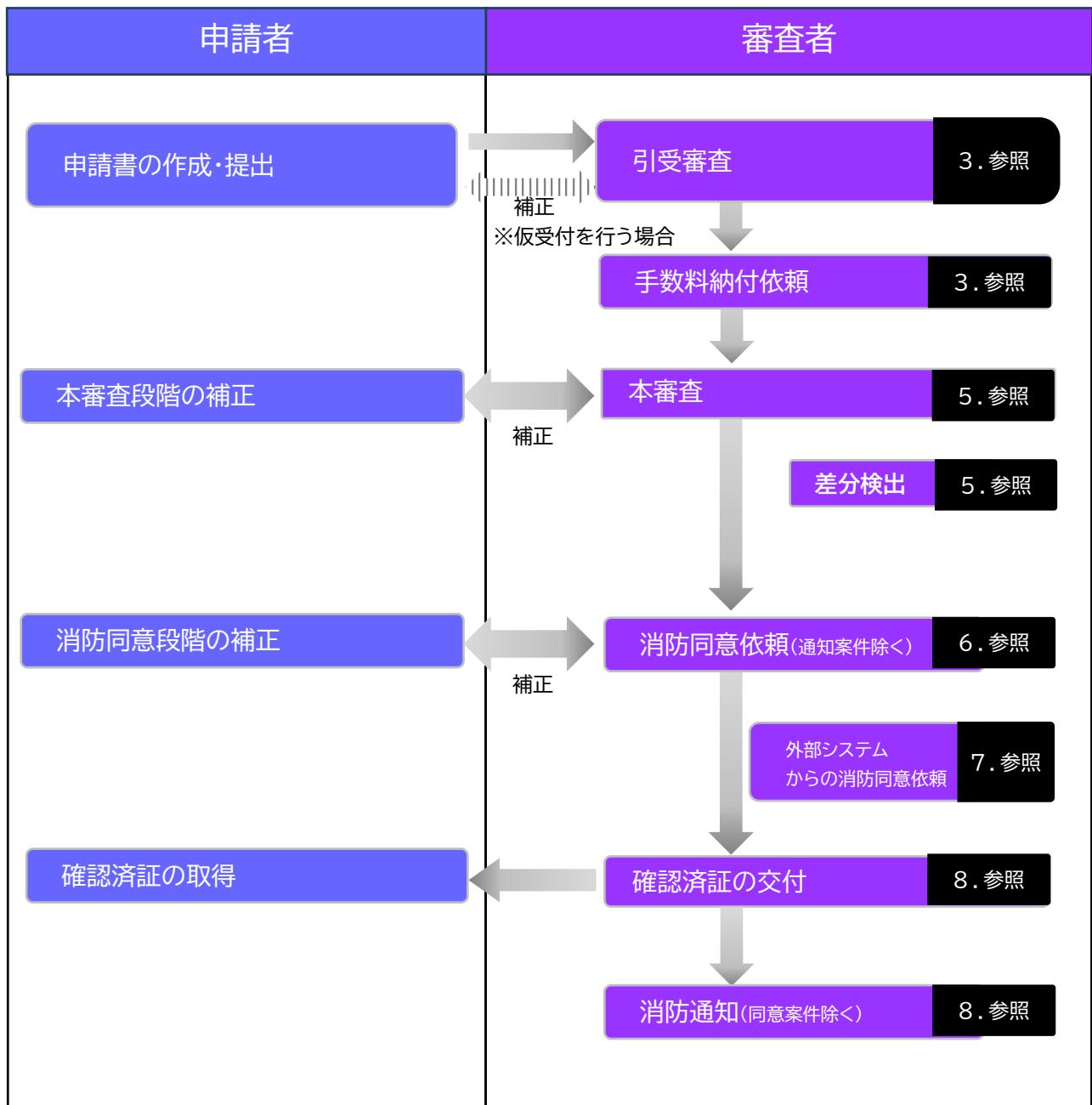
パソコン：電子メールを利用できるパソコン

ブラウザ：Edge、Chrome、Firefox のサポート期限内のもの

## 1.5 注意事項

1回当たりの送受信ファイル容量上限は1GBです。

## 1.6 申請操作フロー



## 1.7 組織内支店間における案件共有について

同じ組織内であれば他店の申請についても審査・閲覧を行うことが可能です。大規模に展開している審査機関組織が該当となる場合があります。

操作方法については、【ICBA 電子申請受付システム操作説明書別添1\_組織内共有設定\_審査者\_202509作成】をご参照ください。

## 2. 起動

### 2.1 ログイン

- ① 以下の URL に接続します。

インターネット利用の場合

<https://csba.kenchikugyousei-db.jp/kksv01/kk1/>

LGWAN利用の場合

<https://icba.kenchikugyousei-db.asp.lgwan.jp/kksv01/kk1/>

#### ヒント

ICBA のホームページに設置した【ログイン】バナーからも利用できます。

- ② ログイン画面が表示されます。必要事項を入力し、【ログイン】をクリックします。

- ③ システムメニューから、【電子申請受付システム】をクリックします。



- ④ 本システムのトップページが表示されます。

### 2.2 ログアウト

右上のユーザー名▼をクリックし、【ログアウト】を選択します。

#### 注意事項

最後のアクセスから 30 分間操作をしないと、自動的にログアウトとなります。

### 3. 引受審査

到着した申請書の書類が揃っていることを確認し、受け付けします。

#### 3.1 受付対象案件の表示

①申請が到着した旨のお知らせメールが届きます。

②本システムを起動し、案件検索画面の【ステータス】に【引受審査待ち】を設定して【検索】をクリックします。

③ステータス欄に赤文字で「引受審査待ち」と表示されている案件の【開始】ボタンをクリックします。

#### ヒント

- ・画面左上の≡印をクリックすると、メニュー領域が畳まれて画面を広く使うことができます。
- ・案件一覧における項目名のソート▼をクリックすると、案件表示順を変更できます。

④選択中の申請画面が表示されます。

### 3. 2 引受審査

- ① メニューから【申請情報閲覧】ボタンをクリックします。



- ② 案件情報画面が表示されます。サブメニューから【添付ファイル】をクリックし、必要な図書が揃っていることを確認します。

No.	図書名（ファイル名）	図書区分	バージョン	確認	操作	最終アップロード日時	最終操作者
1	02_建築計画概要書（第三面）.pdf	付近見取図・配置図	1	<input type="checkbox"/>	<span>削除</span>	2025-01-26 19:26:20	申請 太郎
2	A09_2階平面詳細図.pdf		1	<input type="checkbox"/>	<span>削除</span>	2025-01-26 19:25:48	申請 太郎

#### ヒント

- 図書名のアイコン はファイルのダウンロードボタンです。
- 一括ダウンロード を押下すると、添付された図書全てを一括でダウンロードできます（ZIP ファイル形式）。
- 確認欄は、どの図書が未審査となっているかの区別に利用します。申請者には見えません。
- 削除ボタンは、誤送信ファイルの削除を審査側で行うための機能です。誤って削除した場合は、申請者に再送を依頼する必要があります。

- ③ サブメニューから【申請書PDF】をクリックし、申請書PDFをダウンロードして、確認申請書の記載状況を確認します。

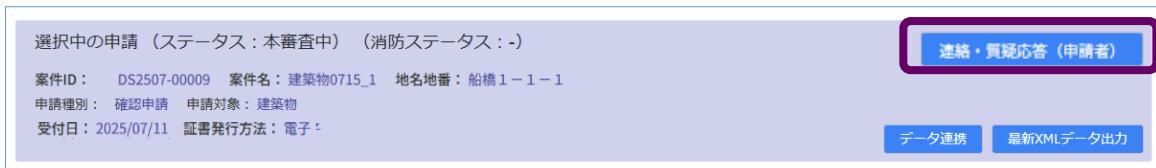
バージョン	作成日時	作成者	申請者PDF（帳票）ダウンロード
1	2025-01-26 19:27:47	申請 太郎	<span>ダウンロード</span>

#### 注意事項

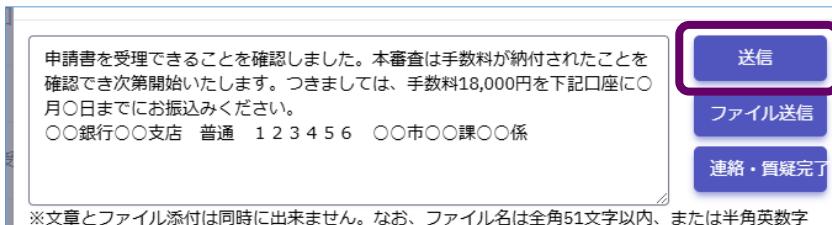
申請書PDFは、確認申請書と建築計画概要書の両方の項目が含まれており、確認申請書と同時に建築計画概要書のチェックも行う仕様となっています。このため、建築計画概要書の表示機能は装備していません。

# 電子申請受付システム 操作説明書

- ④選択中の申請画面に戻ります。申請手数料の必要な案件の場合、連絡機能で手数料金額と納付方法を申請者に伝えます。  
【連絡・質疑応答(申請者)】をクリックします。



- ⑤連絡内容を入力し、【送信】をクリックします。



## 注意事項

一旦送信した連絡・質疑応答は、元に戻すことができません。誤送信した場合は、その旨を連絡・質疑応答で送信することで対応してください。

申請手数料が不要な場合は【連絡・質疑応答】は実行せず、次に移ります。

また仮受付を行う場合も、この段階では申請手数料の納付を求めませんので、このまま次に移ります。

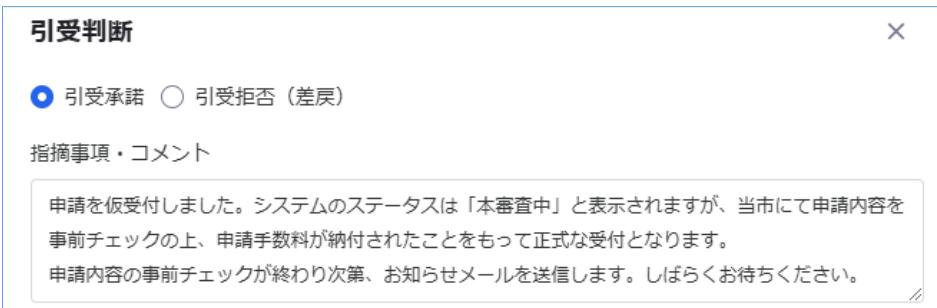
- ⑥メニューから【引受判断】をクリックします。



- ⑦引受判断画面に必要事項を入力し、【送信】をクリックします。



仮受付を行う場合、指摘事項・コメント欄にその旨を入力してください。



以上で引受審査は完了です。

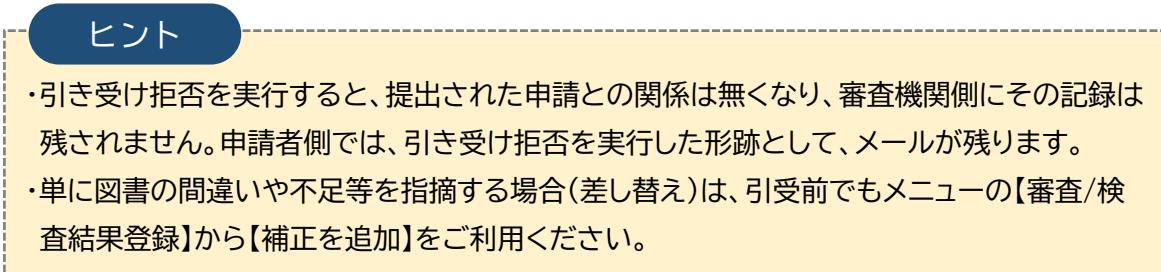
### 3. 3 引き受けしない場合

送信先を誤っていたり、受付可能な規模を超えていたりした場合、申請者にその旨を伝えて送信前の状態に戻すことができます。

①引受判断画面で【引受拒否(差戻)】を選択し、指摘事項・コメントを入力して【送信】をクリックします。



②申請前の状態に戻り、案件一覧にも表示されなくなります。



### 3. 4 手数料納付の記録

手数料納付の専用入力欄は装備していませんので、必要に応じ内部メモ欄にその旨を記録してください。



## 4. 連絡・質疑機能

申請者—審査機関、審査機関—消防機関の間でメッセージや添付ファイルのやりとりを申請別に行うことができます。申請手数料のお知らせもこちらより行います。

①メッセージを入力し、【送信】をクリックします。

②メッセージが上段に表示されます。同時に、メッセージが追加された旨のお知らせメールがメッセージ送信先に送信されます。

③申請者からメッセージを受信した際は、メインメニューの案件一覧にメッセージが追加されたことを示すアラ

ームマーク  もしくは  が表示されます。

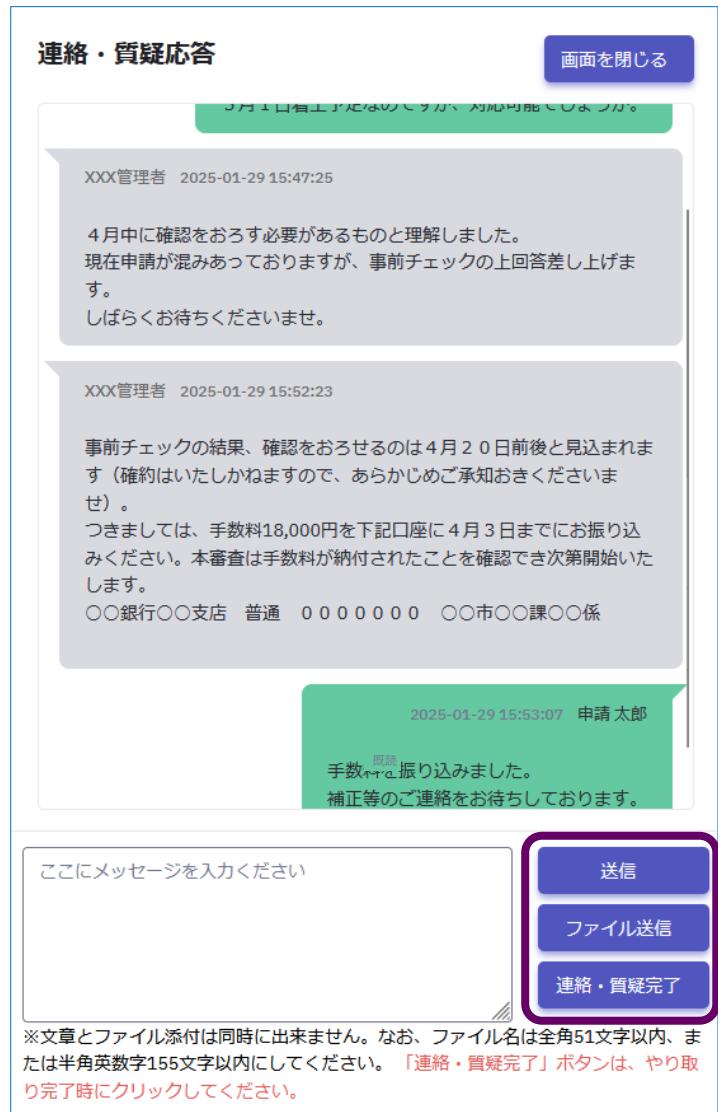
 :申請者からのメッセージ

 :消防機関からのメッセージ

④【連絡・質疑完了】をクリックすると、アラームマークが非表示となり、これによって一連のやり取りがクローズしたことが示されます。

### 注意事項

メッセージ送信の都度、お知らせメールが自動配信されますので、メッセージはなるべく1つにまとめて入力してください。



連絡・質疑応答

画面を閉じる

XXX管理者 2025-01-29 15:47:25

4月中に確認をおろす必要があるものと理解しました。  
現在申請が混みあっておりますが、事前チェックの上回答差し上げます。  
しばらくお待ちくださいませ。

XXX管理者 2025-01-29 15:52:23

事前チェックの結果、確認をおろせるのは4月20日前後と見込まれます（確認はいたしかねますので、あらかじめご承知おきくださいませ）。

つきましては、手数料18,000円を下記口座に4月3日までにお振り込みください。本審査は手数料が納付されたことを確認でき次第開始いたします。

〇〇銀行〇〇支店 普通 0000000 〇〇市〇〇課〇〇係

2025-01-29 15:53:07 申請 太郎

返信  
手数料振り込みました。  
補正等のご連絡をお待ちしております。

ここにメッセージを入力ください

送信

ファイル送信

連絡・質疑完了

※文章とファイル添付は同時に出来ません。なお、ファイル名は全角51文字以内、または半角英数字155文字以内にしてください。「連絡・質疑完了」ボタンは、やり取り完了時にクリックしてください。

## 5. 本審査

受け付けた申請に対し、審査結果を登録します。

### 5.1 担当者割り振り

メニューから【担当者割り振り】をクリックします。



- ① 担当者割り振り画面が表示されます。必要事項を入力し、【保存】をクリックします。この画面で設定した担当者には、申請に関するお知らせメールが自動送信されます。

#### ヒント

- 以下のユーザーは、自動的に担当者【その他】にセットされます。(適宜変更可能)
  - 最初に申請を開封したユーザー
  - 申請先審査機関の管理権限ユーザー
- 担当者【その他】は+ボタンで複数人の設定が可能です。

- ② 内部審査欄に審査担当者が表示されます。審査進捗に応じ、必要事項を入力していきます。

内部審査					
分類	審査担当者	審査結果	完了年月日	メモ	操作
意匠	担当者1	審査中			<button>編集</button>
構造	担当者2	完了	2025年01月21日		<button>編集</button>
設備	担当者3	完了	2025年01月20日		<button>編集</button>
その他	担当者X	未審査			<button>編集</button>

- ③ 各担当者は、【申請情報閲覧】一添付ファイル画面にて、審査の終わったファイルの【確認】欄にチェックすると、情報共有に役立ちます。

添付ファイル							
No.	図書名 (ファイル名称)	図書区分	バージョン	確認	操作	最終アップロード日時	最終操作者
1	02_建築計画概要書 (第三面).pdf	付近見取図・配置図	1	<input checked="" type="checkbox"/>	<button>削除</button>	2025-01-26 19:26:20	申請 太郎
2	A00_図面リスト.pdf		1	<input checked="" type="checkbox"/>	<button>削除</button>	2025-01-26 19:25:48	申請 太郎
3	A01_計画概要表・付近見取図.pdf		1	<input checked="" type="checkbox"/>	<button>削除</button>	2025-01-26 19:25:48	申請 太郎

## 5. 2 補正依頼

- ① メニューから、【審査/検査結果登録】をクリックします。



- ②切り替わった画面から、【補正を追加】をクリックします。



- ③補正画面が表示されます。補正依頼するファイルにチェックを入れ、必要事項を入力して【保存】をクリックします。

**ヒント**

申請者は、チェックを入れたファイルに限り、補正(ファイルの差し替え)を行えます。

申請データ(申請書入力画面上のデータ)の補正を求める場合は、「申請データ」にチェックを入れます。

**補正**

以下にチェックした項目の修正、差替えまたは新規図書の追加を依頼します。

以下、全てチェック

申請データ（修正が必要な場合はチェックしてください。）

申請データ

申請添付ファイル（修正が必要な場合はチェックしてください。）

付近見取図・配置図 02\_建築計画概要書（第三面）.pdf 確認済

A00\_図面リスト.pdf 確認済

A06\_立面図.pdf

A07\_断面図.pdf

A08\_1階平面詳細図.pdf 確認済

A09\_2階平面詳細図.pdf 確認済

A17\_外皮見付図（西・北）.pdf 確認済

A18\_外皮床・基礎図.pdf 確認済

理由

備考

担当者 ※

番号

発行年月日 ※

メモ

添付ファイル

- ④元の画面に戻り、【承認依頼】をクリックします。

内容	担当者	年月日	理由	操作		
補正	XXX管理者	2025年01月26日	高さが不整合	<input style="border: 2px solid #0070C0; border-radius: 10px; padding: 2px 10px; background-color: #0070C0; color: white; font-weight: bold;" type="button" value="承認依頼"/>	<input type="button" value="編集"/>	<input type="button" value="削除"/>

【承認依頼】クリック後ボタンの表示が【承認】に変わります。【承認】をクリックします。

内容	担当者	年月日	理由	操作
補正	XXX管理者	2025年01月26日	高さが不整合	<span>承認</span> <span>取消し</span> <span>詳細</span>

### ヒント

- 【取消し】で承認依頼前に戻ります。
- 【承認依頼】をクリック後、補正の承認待ち案件として絞込み検索することができます。
- 【承認依頼】と【承認】は、同一の担当者が操作しても特に問題ありません。

⑤申請者にお知らせメールが配信され、ステータスが補正依頼中となります。

以上で補正依頼が完了です。

## 5. 3 補正後の差分チェック

①申請者が補正を終えた旨のお知らせメールが届きます。

②【ステータス】に【補正審査待ち】を設定して検索し、該当案件の【開始】をクリックします。

### 【添付ファイルの確認】

③申請情報一覧より添付ファイルを表示します。補正された図書は、バージョン番号が1つ繰り上がります。

バージョン欄のアイコンをクリックします。

### ヒント

申請者側から新たにファイルが追加されている場合は、「バージョン1」として追加されます。アップロード日時が補正依頼日より後の日付の場合は新規に追加されているファイルのため、ご注意の上確認願います。

添付ファイル								
No.	図書名(ファイル名称)	図書区分	バージョン	確認	操作	最終アップロード日時	最終操作者	
1	A07_断面図_補1.pdf 		2 	<input type="checkbox"/>	<span>削除</span>	2025-01-26 23:14:15	申請 太郎	
2	02_建築計画概要書(第三面).pdf 	付近見取図・配置図	1	<input checked="" type="checkbox"/>	<span>削除</span>	2025-01-26 19:26:20	申請 太郎	
3	A09_2階平面詳細図.pdf 		1	<input checked="" type="checkbox"/>	<span>削除</span>	2025-01-26 19:25:48	申請 太郎	
4	A10_外店舗・其他の図.pdf 		1	<input checked="" type="checkbox"/>	<span>削除</span>	2025-01-26 19:25:48	申請 太郎	

④補正前後のファイルにチェックを入れ、【比較確認する】をクリックします。

# 電子申請受付システム 操作説明書

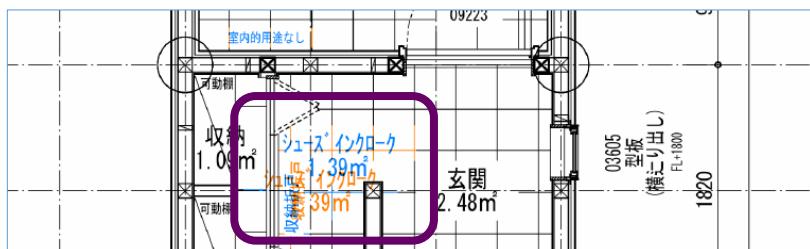


⑤比較確認結果のpdfファイルが生成されます。これをデスクトップなどに保存します。

## ヒント

比較確認結果は参考資料のため、システム内部には保存されません。

⑥比較確認結果のpdfファイルを開き、補正前後の差分を確認します。補正前がオレンジ色、補正後が青色です。



## 【申請データの確認】

⑦申請データの差分比較は、【申請書PDF】から【申請書PDF履歴一覧】を表示することにより行います。



⑧更新前後のファイル一覧が表示されます。比較したいファイルを選択し、【比較確認する】ボタンをクリックします。



⑨比較確認結果のpdfファイルが生成します。これをデスクトップなどに保存します。

⑩比較確認結果のpdfファイルを開き、補正前後の差分を確認します。補正前がオレンジ色、補正後が青色です。

【3.都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】				
<input checked="" type="checkbox"/> 都市計画区域内	<input checked="" type="checkbox"/> 市街化区域	<input type="checkbox"/> 市街化調整区域	<input type="checkbox"/> 区域区分非設定)	
<input checked="" type="checkbox"/> 準都市計画区域内	<input type="checkbox"/> 都市計画区域及び準都市計画区域外			

## 5.4 仮受付を行った場合

申請者の補正を終え、本受付が可能となったら、システムにより自動的に入力された「受付日」を本受付日に変更することで、本受付済みとして扱います。

①案件詳細画面、審査経過欄の【引受を承諾(受付日)】を表示します。

編集をクリックし、【年月日】欄の日付を本受付の日付に変更します。

審査経過

経過手動追加 :	備考 :	追加		
経過	担当者	年月日	備考	操作
引受を承諾（受付日）	XXX管理者	2025/01/26	引受日：2025/01/26	<span>編集</span>
申請を開封（開封日）	XXX管理者	2025/01/26	-	<span>編集</span>

②備考欄には、元の受付日が記録されています。

経過	担当者	年月日	備考
引受を承諾（受付日）	XXX管理者	2025/02/10	引受日：2025/01/26

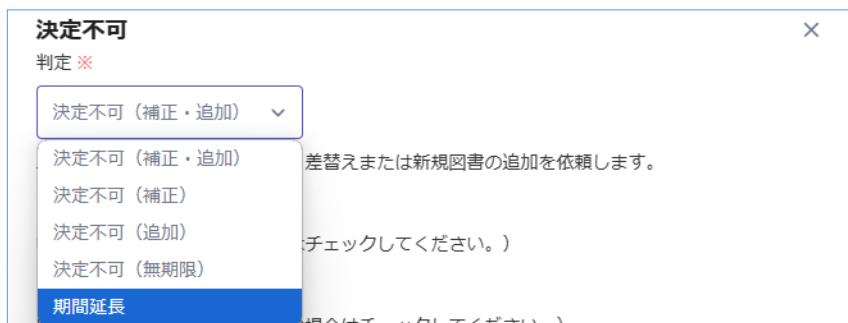
## 5.5 延長通知を出す場合（特定行政庁のみ）

本システムには済証・通知書の作成機能がありませんので、期間を延長する旨の通知書を出す場合、一旦台帳登録閲覧システム又は外部システムにデータを連携して通知を作成します。

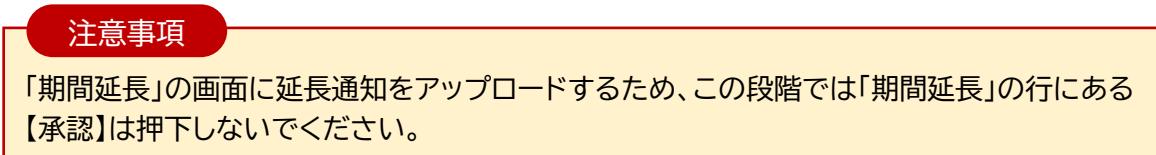
- ①メニューから、【審査/検査結果登録】をクリックし、さらに【決定不可を追加】をクリックします。



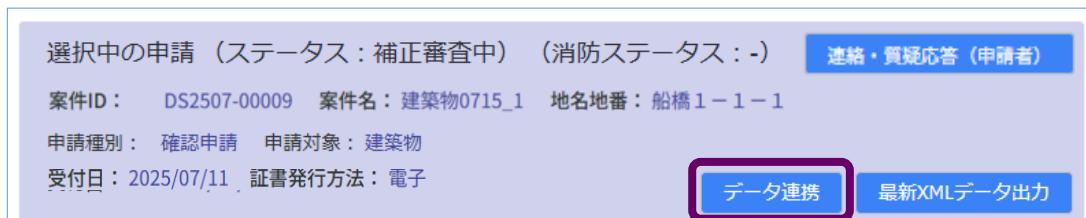
- ②判定欄から「期間延長」を選択し、必要事項を入力して【保存】をクリックします。



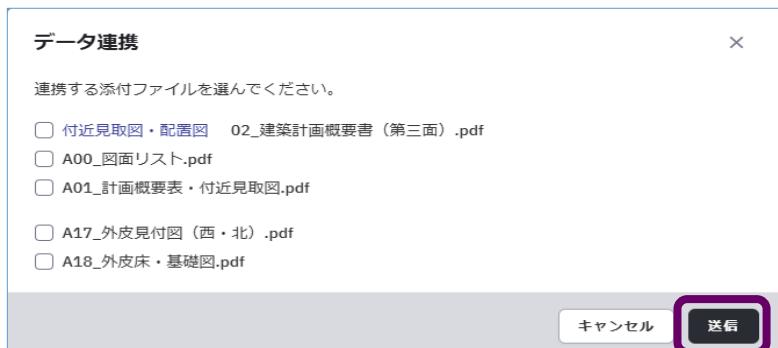
- ③元の画面に、「期間延長」の行が追加されたことを確認します。



- ④【データ連携】をクリックします。



- ⑤データ連携画面が表示されます。添付ファイルは連携する必要がないため、チェックが入っているものがあればすべて外し【送信】をクリックします。



- ⑥台帳登録閲覧システムをご利用の場合、審査中物件として追加されますので書面申請と同様に延長通知を作成します。
- ⑦台帳登録閲覧システム以外をご利用の場合、当該システムの連携仕様をご参照の上期間を延長する旨の通知書を作成します。
- ⑧期間延長の【編集】をクリックします。

内容	担当者	年月日	理由	操作
期間延長	XXX管理者	2025年02月05日	2階床面積が申請書と整合していないため ほか別紙参照	<span>承認依頼</span> <span>編集</span> <span>削除</span>

- ⑨【決定不可】画面の【アップロード】から、作成した延長通知のPDFファイルをアップロードして【保存】をクリックします。

発行年月日 ※

2025/01/27

メモ

添付ファイル

アップロード

キャンセル 保存

- ⑩期間延長の【承認依頼】をクリックします。

内容	担当者	年月日	理由	操作
期間延長	XXX管理者	2025年02月05日	2階床面積が申請書と整合していないため ほか別紙参照	<span style="border: 1px solid #0070C0; padding: 2px 10px; color: white; background-color: #0070C0;">承認依頼</span> <span>編集</span> <span>削除</span>

- ⑪(必要に応じて上長により)期間延長の【承認】をクリックします。これにより、申請者に期間延長のお知らせメールが配信されます。

内容	担当者	年月日	理由	操作
期間延長	XXX管理者	2025年02月05日	2階床面積が申請書と整合していないため ほか別紙参照	<span style="border: 1px solid #0070C0; padding: 2px 10px; color: white; background-color: #0070C0;">承認</span> <span>取消し</span> <span>詳細</span>

**ヒント**

承認依頼～承認は、同一の担当者により連続して押下することも可能です。

## 6. 消防対応（本システムの受付案件）

以下、消防同意を例に説明します。消防通知も同様の操作となります。

- ① メニューから、【消防対応】をクリックします。



- ② さらに【消防提出】をクリックします。



- ③ 消防提出画面が表示されます。提出消防機関の【選択】をクリックします。

管轄都道府県を選択し、検索ボタンをクリックすると該当の消防機関が表示されます。提出したい消防機関の【選択】をクリックします。

The image shows a 'Fire Search' section with a search input field, a dropdown menu for 'Prefecture/City/Zone' set to '東京都' (Tokyo), and a 'Search' button. Below is a table of search results:

消防機関名	都道府県	留意事項	操作
東京消防庁	東京都	詳細	選択
東京消防庁	東京都	詳細	選択
【試行】 東京消防庁	東京都	詳細	選択
【試行】 東京消防庁	東京都、神奈川県	詳細	選択

A '閉じる' (Close) button is at the bottom right of the search area.

### 注意事項

【試行】と記載された消防機関は、正式にオンラインによる消防同意・通知を受け付けていませんので、原則として選択しないようにしてください。

- ④ 消防提出画面に戻り、消防同意依頼（または消防通知）を選択し、必要事項を入力して【保存】をクリックします。

**ヒント**

- ・消防同意依頼書、または消防通知書の様式に指定がある場合は、本システム外で作成した依頼書を【アップロード】により追加します。
- ・【アップロード】からは PDF のほか、docx・xlsx・zip も追加できます。複数ファイルのアップロードも可能です。

The screenshot shows the 'Fire Application Submission' screen. At the top, there is a radio button for 'Fire consent application' (selected) and another for 'Fire notice'. Below this is a list of attached files with checkboxes. Some files are checked (e.g., '付近見取図・配置図 02\_建築計画概要書 (第三面).pdf', 'A00\_図面リスト.pdf', 'A01\_計画概要表・付近見取図.pdf', 'A02\_配置図.pdf', 'A03\_求横図.pdf') and some are not (e.g., 'A16\_外皮見付図 (南・東).pdf', 'A18\_外皮床・基礎図.pdf'). Below the file list are fields for 'Consent application / Notice number' (with placeholder '※'), 'Consent application / Notice date' (with placeholder '2025/01/27'), 'Remarks' (empty), and 'Search agency internal memo' (empty). At the bottom are 'Cancel' and 'Save' buttons, with 'Save' highlighted with a purple box.

- ⑤ 【送付】をクリックします。

The screenshot shows the 'Fire Application Submission' screen. At the top, it displays the fire agency name '東東京市消防署' and the selected 'Consent application'. Below this is a list of attached files with download icons. The files listed are '付近見取図・配置図 02\_建築計画概要書 (第三面).pdf (バージョン1)', 'A00\_図面リスト.pdf (バージョン1)', 'A10\_1階展開図.pdf (バージョン1)', and 'A11\_2階展開図.pdf (バージョン1)'. The status is '申請前' (Application Pending), the notice number is '番号なし', and the notice date is '2025/01/27'. The memo field is empty. At the bottom are 'Cancel' and 'Send' buttons, with 'Send' highlighted with a purple box.

- ⑥ 提出先の消防機関からの留意事項等が表示されます。内容を確認し、【送付】ボタンをクリックします。

The screenshot shows a 'Fire Submission Confirmation' dialog box. It contains a title '消防提出', a section for 'Fire Department' (selected), a note about 'Consent application and notice', and a link to 'View details'. At the bottom are 'Cancel' and 'Send' buttons, with 'Send' highlighted with a purple box.

**ヒント**

- 送付後に表示される【取消し】ボタンにより、送付前の状態に戻すことができます。

以上で消防同意依頼、消防通知が完了です。

## 7. 消防対応（本システム以外の受付案件）

本システム以外で受け付けた案件も、申請を紐づける案件を手動で登録することにより、申請データと添付ファイルを消防機関に送信することができます。

### 7.1 案件の登録

① メニューから【申請手動登録】をクリックします。



The screenshot shows the main interface of the ICBA-DS system. On the left, a sidebar menu includes 'TOP', '申請手動登録' (which is highlighted with a red box), '書類差分チェック', 'お知らせ一覧', 'システムマニュアル', and '基本情報設定'. The main content area has a green header '申請手動登録' and sections for '手動登録' and '案件検索'. It includes fields for '案件ID' (Case ID), '案件名' (Case Name), '地名地番' (Address), and '登録年月日' (Registration Date). The top right shows the date and time (2025年01月22日 14時31分12秒) and the account information (アカウント: judge@easesystems.com, マネージャー: XXX) with a dropdown arrow.

②【新規手動登録(含消防手続き利用)】をクリックして必要事項を入力し、【登録】ボタンをクリックします。



The screenshot shows the 'New Manual Registration' form. It has fields for '案件名' (Case Name) containing '建築物\_手動', '案件種別' (Case Type) set to '一般' (General), and '地名地番' (Address) containing '〇〇県〇〇市1-1-1'. At the bottom are two buttons: a blue '登録' (Register) button and a grey '一覧へ' (View List) button.

③【一覧へ】をクリックします。手動登録案件一覧に登録した案件が表示されます。

### 7.2 申請の追加

① 手動登録案件一覧より、該当案件の【詳細】ボタンをクリックします。



The screenshot shows the 'Case List' page with a table of registered cases. The first row, 'DS2501-00019' with '登録年月日' (Registration Date) '2025/01/22', '案件名' (Case Name) '建築物\_手動', and '地名地番' (Address) '〇〇県〇〇市1-1-1', has its 'Details' button ('詳細') highlighted with a red box. Other buttons in the row are 'Edit' (編集) and 'Delete' (削除).

② 【申請対象】【申請種別】を選択し、【追加】をクリックします。



The screenshot shows the 'Add Application' page. It has a table with columns for '案件ID' (Case ID), '申請対象' (Application Subject), '申請種別' (Application Type), and '操作' (Operation). The first row is filled with 'DS2501-00019', '建築物\_手動', '確認申請', and '一般'. Below the table is a section for '各種申請状況' (Various Application Status) with a 'Add' (追加) button highlighted with a red box. A message at the bottom says '申請書データがありません。' (No application form data available).

③ 申請が追加されました。

### 7.3 申請データと添付書類の登録

①「操作」欄の【申請入力】をクリックします。以下、申請者による申請操作と同様です。

(ICBA 電子申請受付システム操作説明書\_申請者\_202509 更新 4. 申請書の作成・提出 参照)

②確認申請書第一面～第六面すべてを入力した場合は【入力完了】をクリックします。  
一部事項を入力にとどめて消防に送信する場合は、【消防入力完了】をクリックします。

#### ヒント

消防機関より求められている確認申請書の入力範囲に応じ、【入力完了】と【消防入力完了】を使い分けます。【入力完了】では入力漏れチェックがかかりますが、【消防入力完了】ではチェックがかからず、一部未入力状態で消防機関に送信できます。  
※必須項目が空欄の場合は、該当の欄に自動的に「データ未入力」と記載されます。

## 7.4 申請手動登録の審査・消防対応

- ①トップページに戻り、手動登録した案件の【開始】をクリックします。
- ②【選択中の申請】画面が表示されます。【消防対応】をクリックします。

- ③【消防提出】をクリックし、消防提出画面を表示させます。以降、消防機関に送信するまでの操作は、「[6. 消防対応\(本システムの受付案件\)](#)」と同様です。

**消防提出**

提出消防機関 ※

対応選択 ※

消防同意依頼

消防通知

**選択**

**ヒント**

手動登録の消防提出画面のみ、送付前に【申請書内容を修正】ボタンにて申請書を修正・更新できます。

消防機関名: 行政前東京消防署

対応選択: 消防同意依頼

ステータス: 申請前

備考: 審査機関内部メモ

**送付** **申請書内容を修正**

## 7.5 消防同意依頼後の補正

消防同意については、消防機関による審査が行われます。以下、補正依頼を受領した際の手順です。

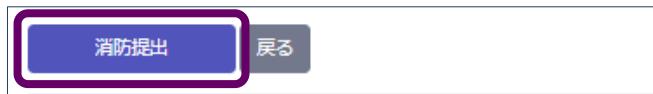
- ① 補正依頼のお知らせメールが届きます。
- ② 該当申請を開き、補正内容を確認します。

③必要に応じ申請者に補正依頼を出し、申請データや添付図書を補正します。

### 注意事項

消防機関と申請者の直接のやり取りはできません。消防からの補正依頼は、審査機関を通じて申請者に伝達する必要があります。

④補正完了後、【消防提出】ボタンをクリックします。



⑤【消防提出】画面の内容を確認し、【保存】ボタンをクリックします。



⑥【再送付】ボタンをクリックします。以上で補正が完了です。

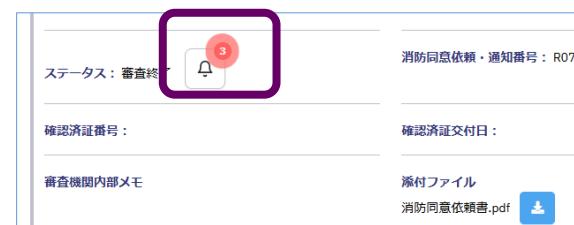
## 7.6 消防同意済みの確認

①審査終了のお知らせメールが届きます。

②対象案件を表示し、【消防対応】をクリックします。



③ステータスのアイコンをクリックし、お知らせ画面を表示します。



④判定欄が「同意」となっているのを確認します。

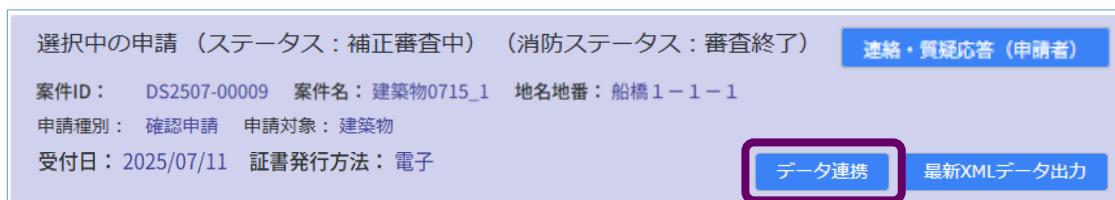


## 8. 確認済証の交付

### 8.1 確認済証PDFの作成

①【ステータス】に【本審査中】・【補正審査中】、【消防ステータス】に【審査終了】を設定して検索し、交付対象案件を特定します。

②延長通知と同様、台帳登録閲覧システムにて確認済証を作成するため、交付しようとする案件から【データ連携】をクリックします。



③必要に応じて付近見取図・配置図(建築計画概要書第三面)のファイルにチェックを入れ、【送信】をクリックします。



#### ヒント

付近見取図・配置図のファイルにチェックを入れるのは、台帳登録閲覧システムの概要書検索にて、建築計画概要書の第一面～第三面を自動構成することが目的です。概要書閲覧を書面や別システムで行っている場合は、チェックを入れる必要はありません。

なお、台帳登録閲覧システムに手動でPDFファイルを登録しても同じ結果となります。

#### 注意事項

データ連携できる添付ファイルの容量上限は、15MBです。

- ④台帳登録閲覧システムをご利用の場合、審査中物件として追加されます。確認済証番号を発番の上、確認済証のPDFファイルを作成します。

- ⑤台帳登録閲覧システム以外をご利用の場合、当該システムの連携仕様をご参照の上、確認済証のPDFファイルを作成します。

- ⑥本システムに戻り、【審査/検査結果登録】から【決裁を追加】をクリックします。



- ⑦【決裁】に必要事項を入力します。

入力後【アップロード】をクリックして作成した確認済証PDFをアップロードし【保存】をクリックします。

## ヒント

審査済スタンプを付与した図書を副本とする場合、添付ファイルからダウンロードしたPDFに審査済スタンプを付与し、これと確認済証を合わせ、ZIPファイルを作成してアップロードします。

⑧適合の行から【承認依頼】をクリックし、さらに【承認】をクリックします。これにより申請者に審査終了のお知らせメールが自動配信されます。

内容	担当者	年月日	理由	操作
適合	XXX管理者	2025年01月27日		<span>承認依頼</span> <span>編集</span> <span>削除</span>

以上で確認済証の交付が完了です。

## 9. イレギュラー処理

### 9.1 審査の取消（ステータスを前の段階に戻す）

引受審査、本審査において、「承認」を実行した後、誤承認等による取消を行なうことができます。

※あくまでヒューマンエラー等によるイレギュラー対応となります。

#### 【引受判断（引受承諾）の取消】

①引受判断承諾後、審査経過より、【取消し】ボタンをクリックします。

電子申請受付システム

選択中の申請 (ステータス: 本審査中) (消防ステータス: 審査終了)

案件ID: DS2505-00026 案件名: テスト建築物0527 地名地番: 千葉県船橋市南船橋

申請種別: 確認申請 申請対象: 建築物  
受付日: 2025/07/11 証書発行方法: 電子

日時: 2025年07月11日 15時44分36秒  
アカウント: judge@eazesystems.com

連絡・質疑応答 (申請者)

データ連携 最新XMLデータ出力

申請情報閲覧 引受判断 担当者割り振り 審査/検査結果登録

各種帳票出力 行政庁対応 消防対応

内部審査

分類	審査担当者	審査結果	完了年月日	メモ	操作
意匠	【ユーザーテスト】テスト機関 テスト機関管理者	未審査			<span>編集</span>
構造	【ユーザーテスト】テスト機関 テスト機関管理者	未審査			<span>編集</span>
設備	【ユーザーテスト】テスト機関 テスト機関管理者	未審査			<span>編集</span>
その他	【ユーザーテスト】テスト機関 テスト機関管理者	未審査			<span>編集</span>

審査経過

経過手動追加:	備考:	追加	
引受を承諾 (受付日) <span>詳細</span>	【ユーザーテスト】テスト機関 テスト機関管理者	2025/07/11 引受日: 2025/07/11	<span>編集</span> <span>取消し</span>
申請を閲封 (閲封日)	【ユーザーテスト】テスト機関 テスト機関管理者	2025/05/27	<span>編集</span>

②引受承諾取消し画面より、【確認】ボタンをクリックします。



③審査経過より、「引受を承諾」が削除され、【引受判断】ボタンが操作可能となります。

電子申請受付システム

選択中の申請 (ステータス: 引受審査中) (消防ステータス: 審査終了)

案件ID: DS2505-00026 案件名: テスト建築物0527 地名地番: 千葉県船橋市南船橋

申請種別: 確認申請 申請対象: 建築物  
受付日: 証書発行方法: 電子

日時: 2025年07月11日 15時45分32秒  
アカウント: judge@eazesystems.com

連絡・質疑応答 (申請者)

データ連携 最新XMLデータ出力

申請情報閲覧 引受判断 担当者割り振り 審査/検査結果登録

各種帳票出力 行政庁対応 消防対応

内部審査

分類	審査担当者	審査結果	完了年月日	メモ	操作
意匠	【ユーザーテスト】テスト機関 テスト機関管理者	未審査			<span>編集</span>

審査経過

経過手動追加:	備考:	追加	
申請を閲封 (閲封日)	【ユーザーテスト】テスト機関 テスト機関管理者	2025/05/27	<span>編集</span>

## ヒント

引受承諾の取消=引受拒否とはなりません。引受承諾の取消をすると、ステータスは「引受審査中」(引受判断前)となります。再度、引受承諾/拒否の審査・判定をしてください。

## 【審査／検査結果の取消】

検査結果登録後、審査の取消を行うことができます。

※ステータスが審査終了となった審査が対象です。<適合><不適合><決定不可(無期限)>のいずれかが選択された時となります。

①審査／検査結果登録画面の操作欄より、【取消し】ボタンをクリックします。

選択中の申請 (ステータス：審査終了) (消防ステータス：-)

案件ID： DS2507-00009 案件名：建築物0715\_1 地名地番：船橋1-1-1  
申請種別：確認申請 申請対象：建築物  
受付日：2025/07/15 証書発行方法：電子 確認済証番号：確認済証交付日：2025/07/15

連絡・質疑応答（申請者） データ連携 最新XMLデータ出力

内容	担当者	年月日	理由	操作
適合	B01 特定行政庁（確認検査） B01 管理6	2025年07月15日		詳細 取消し

②承認が取消されました。ステータスは<本審査中>となります。

選択中の申請 (ステータス：本審査中) (消防ステータス：-)

案件ID： DS2507-00009 案件名：建築物0715\_1 地名地番：船橋1-1-1  
申請種別：確認申請 申請対象：建築物  
受付日：2025/07/15 証書発行方法：電子

連絡・質疑応答（申請者） データ連携 最新XMLデータ出力

内容	担当者	年月日	理由	操作
適合	B01 特定行政庁（確認検査） B01 管理6	2025年07月15日		承認 取消し 詳細

## ヒント

審査終了後に審査の取消を行った場合、取消後のステータスは必ず「本審査中」となります。

## 9.2 申請者からの申請取下げ

申請が本審査中で、審査側が決裁の審査結果未承認のとき、申請者は申請の取下げを行うことができます。

- ①対象の申請に、申請取下げの詳細が表示されます。コメント・添付ファイル等を確認し、**【取下げ承認】**ボタンをクリックします。



電子申請受付システム

日時: 2025年03月26日 15時04分11秒  
アカウント: kydb\_Z004000001@eazesystems.com

選択中の申請 (ステータス: 申請取下げ依頼中) (消防ステータス: -)

案件ID: DS2507-00009 案件名: 建築物0715\_1 地名地番: 船橋1-1-1  
申請種別: 確認申請 申請対象: 建築物  
受付日: 2025/07/11 証書発行方法: 電子

連絡・質疑応答 (申請者)

申請取下げ依頼中 **取下げ承認** 取下げ拒否

理由

データ連携 最新XMLデータ出力

申請情報閲覧 引受判断 担当者割り振り 検索/検査結果登録

各種帳票出力 行政庁対応 消防対応

- ②別ウィンドウが表示されます。【確認】ボタンをクリックします。



- ③申請取下げが完了しました。



電子申請受付システム

日時: 2025年03月26日 15時07分51秒  
アカウント: kydb\_Z004000001@eazesystems.com

選択中の申請 (ステータス: 申請取下げ完了) (消防ステータス: -)

案件ID: DS2507-00009 案件名: 建築物0715\_1 地名地番: 船橋1-1-1  
申請種別: 確認申請 申請対象: 建築物  
受付日: 2025/07/11 証書発行方法: 電子

連絡・質疑応答

申請取下げ完了

理由

データ連携 最新XMLデータ出力

申請情報閲覧 引受判断 担当者割り振り 検索/検査結果登録

各種帳票出力 行政庁対応 消防対応

## 9.3 消防同意依頼・消防通知の取下げ

消防同意依頼後、【取下げ依頼】ボタンが表示されているときは、取下げを依頼することができます。  
(消防通知の場合は、ステータスが通知終了となった後に取下げ依頼ボタンが表示されます。)

①【取下げ依頼】をクリックします。



選択中の申請 (ステータス: 本審査中) (消防ステータス: 本審査中)

案件ID : DS2507-00009 案件名 : 建築物0715\_1 地名地番 : 船橋1-1-1

申請種別 : 計画変更確認申請 申請対象 : 建築物

受付日 : 2025/07/11 証書発行方法 : 電子

連絡・質疑応答 (申請者)

データ連携 最新XMLデータ出力

消防提出 戻る

消防機関名: ZZZ消防 対応選択: 消防同意依頼 申請添付ファイル (消防機間に送付する図書) :

付近見取図 test.pdf (バージョン1) 

配置図 test.pdf (バージョン1) 

ステータス: 本審査中 

消防同意依頼・通知番号: 119 消防同意依頼・通知日: 2025/01/22

確認済証番号: 確認済証交付日: 備考:

審査機関内部メモ 添付ファイル 

②理由欄に入力し、【申請】をクリックします。



取下げ依頼・理由

理由 ※

大幅な事業計画の変更が発生し、工事予定が一旦白紙に戻ったため。

添付ファイル

アップロード 削除

キャンセル 申請

③消防機関が取下げを承認した旨のお知らせメールが届けば、取下げ手続完了です。  
ステータスは【申請取下げ完了】となります。

## 9.4 不同意確定後の再依頼

不同意が確定した案件について、再度消防に同意を依頼する場合は、取下げ依頼をすることができないため、消防側に不同意を取り消すよう、連絡・質疑機能より依頼をしてください。  
なお、消防には不同意後に取り消したことが記録されます。

# 10. 参考資料

## 10.1 ユーザー権限

ユーザー権限と可能な操作は以下のとおりです。

ユーザー	基本情報設定情報 更新	承認	審査	閲覧
管理権限	○	○	○	○
審査権限	—	○	○	○
閲覧権限	—	—	—	○

## 10.2 ステータス表示の意味

案件ID	案件名	地名地番	申請対象	申請種別	開封日受付日	ステータス	連絡・質疑応答	消防ステータス	消防対応区分	最終更新日	操作
DS2412-00034	テスト建築物	○○県○○市○○町○○番地	建築物	確認申請	2025/01/07 -	審査終了		通知終了	消防通知	2025/01/07	<span>開始</span>
BVJ-N17-11-0001	匝瑳ビル	千葉県匝瑳市0-0	工作物	確認申請	2024/11/26 2024/11/27	補正依頼中	<span>通知</span>	申請前	消防同意依頼	2025/01/09	<span>開始</span>
DS2412-00029	テスト建築物1218	船橋市○○	建築物	計画変更確認申請	2024/12/26 2024/12/26	申請取次依頼中	<span>通知</span>	審査終了	消防同意依頼	2024/12/26	<span>開始</span>

アラームマーク通知をクリックするとステータス(審査状況)の履歴が表示されます。

申請者は申請者からのメッセージ、消防は消防からのメッセージが届いてることを示します。

## 10.3 ステータス一覧

ステータス	説明
引受審査待ち	申請者が申請提出後、審査機関がまだ開封していない
引受審査中	審査機関が開封したが、まだ引受を承諾していない
本審査中	審査機関が引受を承諾し、本審査を開始した
補正依頼中	申請内容不備等により審査機関が申請を差し戻した
補正審査待ち	申請者が修正再提出後、審査機関がまだ開封していない

補正審査中	審査機関が補正再提出を開封し、本審査を再開した
申請取下げ依頼中	申請者が取下げ依頼を実行後、審査機関が未承認
申請取下げ完了	審査機関が取下げ依頼を承認した
審査終了	審査機関が本審査を終了した
手動登録	ステータス管理対象外(外部システムで審査済みのため)/消防対応

## ■消防対応ステータス一覧

ステータス	説明	対象区分	可能な操作
申請前	書類提出ができていない又は消防が引受拒否した	消防同意 消防通知	新規申請
引受審査待ち	書類を提出後、消防機関がまだ開封していない	消防同意 消防通知	申請の取消
引受審査中	消防機関が開封したが、まだ引受を承諾していない	消防同意	取下げ依頼
本審査中	消防機関が引受を承諾し本審査を開始した状態	消防同意	取下げ依頼
補正依頼中	依頼内容不備等により消防機関が依頼を差し戻した	消防同意	修正後再送付 取下げ依頼
補正審査待ち	同意依頼を再提出後、消防機関がまだ開封していない	消防同意	申請の取消 取下げ依頼
補正審査中	消防機関が再提出した同意依頼を開封した	消防同意	取下げ依頼
申請取下げ依頼中	審査機関が【取下げ依頼】ボタンを押下し、消防機関がまだそれを承認していない	消防同意	取下げの取消
申請取下げ完了	審査機関による取下げ依頼を消防機関が承認した	消防同意	—
審査終了	消防機関が審査結果を確定した	消防同意	—
通知終了	消防機関が消防通知を開封した	消防通知	取下げ依頼

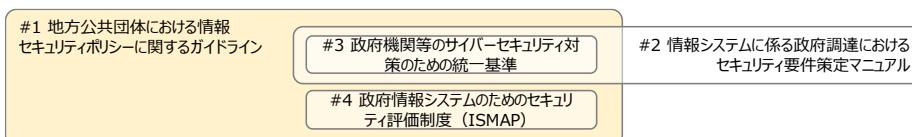
## 10.4 セキュリティ措置

本システムは利用者に地方公共団体が含まれることから、総務省「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を踏まえ、同ガイドラインが参考する「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」に基づくセキュリティ措置を講じている。

### ■政府調達システムにおける主要なセキュリティガイドライン

#	ガイドライン名	概要
1	地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン (2023/3/28 総務省)	各地方公共団体が情報セキュリティポリシーの策定や見直しを行う際のガイドライン
2	情報システムに係る政府調達におけるセキュリティ要件策定マニュアル (2022/7/29 内閣官房 NISC)	政府機関の情報システムにおいて情報セキュリティ対策を適切に講じるためのガイドライン
3	政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準 (2021/7/7 内閣官房 NISC)	政府機関等が用いるシステムにおいて順守すべき情報セキュリティ対策を対策項目ごとに規定
4	政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (2022/5/1 ISMAP 運営委員会)	政府が求めるセキュリティ要求を満たすクラウドサービス事業者の認証制度を規定

### #1～#4 の相関図



### ■政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準

ID	実施レベル	仕様記載例	統一基準番号	統一基準概要	具備機能
AC-1-1 主体認証	高位	情報システムによるサービスを許可された者のみに提供するため、情報システムにアクセスする主体のうち【 】の認証を行う機能として、【 】の方式を採用し、主体認証情報の推測や盗難等のリスクの軽減を行う機能として、【 】の条件を満たすこと。	6.1.1 (1)(a) 6.1.1 (1)(b) 6.1.1 (1)(c) 6.1.1 (2)(a) 6.1.1 (2)(b) 7.2.1 (1)(b) 7.3.1 (1)(j) 7.3.1 (4)(a) 8.1.3 (2)(a)	<p>主体の識別及び主体認証を行う機能を設けること</p> <p>主体認証に係る要件を策定すること</p> <p>主体認証情報の漏えい等による不正行為を防止するための措置及び不正な主体認証の試行に対するための措置を講ずること</p> <p>識別コード及び主体認証情報を適切に付与し、管理するための措置を講ずること</p> <p>主体が情報システムを利用する必要がなくなった場合は、当該主体の識別コード及び主体認証情報の不正な利用を防止するための措置を速やかに講ずること</p> <p>電子メールクライアントから電子メールサーバへの電子メールの受信時及び送信時に主体認証を行う機能を備えること</p> <p>保守又は診断のために、遠隔地から通信回線装置に対して行われるリモートアクセスに係る情報セキュリティを確保すること</p> <p>無線 LAN 技術を利用して機関等内通信回線を構築する場合は、通信内容の秘匿性を確保するためには通信路の暗号化を行うこと</p> <p>テレワークの実施により機関等外通信回線を経由して機関等の情報システムへリモートアクセスする場合は、通信経路及び攻撃に対するセキュリティを確保すること</p>	<p>ID・パスワード認証機能、クライアント証明書を用いたクライアント認証機能</p> <p>要件定義書に規定</p> <p>多要素認証機能・ログイン試行回数制限機能・認証ログ管理機能・辞書解析防止機能・複数ログイン禁止機能</p> <p>仮パスワード発行機能・パスワードルール設定</p> <p>アカウント停止・削除機能</p> <p>(メールサーバは設置しない)</p> <p>保守専用回線・保守用アカウント機能</p> <p>(利用機関内での措置)</p> <p>(利用機関内での措置)</p>

# 電子申請受付システム 操作説明書

AC-2-1 ライフサイ クル管理	高位	主体のアクセス権を適切に管 理するため、主体が用いるア カウント(識別コード、主体認 証情報、権限等)を管理(登 録、更新、停止、削除等)する ための機能を備えること。	6.1.1 (2)(a)	同上	—	—
			6.1.1 (2)(b)	同上	—	
AC-2-2 アクセス 権管理	高位	情報システムの利用範囲を 利用者の職務に応じて制限 するため、情報システムのア クセス権を職務に応じて制御 する機能を備えるとともに、 アクセス権の割り当てを適切 に設計すること。	6.1.2 (1)(a)	権限を有する者のみがアクセス制御の設定等を行 うことができる機能を設けること	システム管理者 ID の 設定	—
			6.1.2 (1)(b)	アクセスを許可する主体が確実に制限されるよう に、アクセス制御機能を適切に運用すること	ID 認証によるアクセ ス制限機能	
			6.1.3 (1)(a)	主体から対象に対するアクセスの権限を適切に設 定するよう、措置を講ずること	ID 認証によるアクセ ス制限機能	
			7.3.1 (1)(j)	同上	—	
			7.3.1 (4)(a)	同上	—	
			8.1.3 (2)(a)	同上	—	
AC-2-3 管理者権 限の保護	高位	特権を有する管理者による 不正を防止するため、管理者 権限を制御する機能を備え ること。	6.1.3 (1)(a)	同上	—	—
			6.1.3 (1)(b)	管理者権限の特権を持つ主体の識別コード及び 主体認証情報が、悪意ある第三者等によって窃取 された際の被害を最小化するための措置を講ず ること	Cookie による端末 切替時のワンタイム パスワード発行機能	
			6.2.4 (1)(b)	内部に侵入した攻撃を早期検知して対処する、侵 入範囲の拡大の困難度を上げる、及び外部との不 正通信を検知して対処する対策を講ずること	侵入防止・検知機能	

## 10.5 確認検査業務規程サンプルへの対応

確認検査業務規程サンプル：令和3年3月版

対応欄凡例 ○対応済み ○※条件付きで対応済み ×未対応

根 拠 規 定	要 求 事 項	対 応	要求事項詳細	対応状況詳細
§ 8 の 2	保 存 期間	○	法第 77 条の 29 第 2 項に規定する書類（指定機関省令第 29 条第 2 項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）は、当該建築物又は工作物に係る法第 6 条第 1 項又は法第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認済証（計画の変更に係るものを除く。）の交付の日から 15 年間保存する。	提出された申請書（設計図書を含む）は、クラウドサービス上で 15 年間保存する。 なお、保存期間経過後の削除は、確認検査機関との協議により行う方針。
§ 53- 1- (1)	電 子 申 請 － 確 認 申 請	○	建築主は、次に掲げる申請について、あらかじめセンターと協議した上でセンターが指定する方法で、電子申請にて行うことができる。 (1) 第 17 条第 1 項の確認の申請	確認検査機関個別の利用規約に同意の上、申請書の電子ファイルをクラウドサービスを利用して当該機関に送信可能。
§ 53- 1- (2)	－ 中 間 檢 查	×	(2) 第 26 条第 1 項の中間検査の申請	令和 8 年度対応予定
§ 53- 1- (3)	－ 完 了 檢 查	×	(3) 第 32 条第 1 項の完了検査の申請	令和 8 年度対応予定
§ 53- 1- (4)	－ 仮 使 用	×	(4) 第 38 条第 1 項の仮使用認定の申請	対応時期未定
§ 53- 2	確 認 引 受	○ ※	前項の規定により電子申請が行われた場合において、センターは、次の事項に限り、あらかじめ建築主と協議した上でセンターが指定する方法で、電子情報処理組織にて行うことができる。 (1) 第 17 条第 4 項の引受承諾書の交付	建築主宛に引受承諾書の電子ファイルをアップロードすることにより交付可能であるが、引受承諾書の作成はシステム外で行う必要あり。
	検 査 引 受	×	(2) 第 26 条第 6 項の中間検査引受証及び第 32 条第 7 項の完了検査引受証の交付	令和 8 年度対応予定
	仮 使 用 引 受	×	(3) 第 38 条第 6 項（仮使用）の引受承諾書の交付	令和 8 年度対応予定
	不 交 付 通 知 － 確 認 申 請	○ ※	(4) 第 22 条第 1 項の施行規則別記第 15 号の 2 様式による通知書及び施行規則別記第 15 号の 3 様式による通知書の交付	建築主宛に通知書の電子ファイルをアップロードすることにより交付可能であるが、引受承諾書の作成はシステム外で行う必要あり。
	－ 中 間 檢 查	×	(5) 第 29 条第 1 項の中間検査合格証を交付できない旨の通知書の交付	令和 8 年度対応予定
	－ 完 了 檢 查	×	(6) 第 35 条第 1 項の検査済証を交付できない旨の通知書の交付	令和 8 年度対応予定
	－ 仮 使 用	×	(7) 第 42 条第 1 項（仮使用）の適合しないと認める旨の通知書の交付	対応時期未定
	副 本 付 交	○	(8) 第 22 条第 2 項、第 29 条第 2 項、第 35 条第 2 項及び第 42 条第 2 項における申請書の副本の添付	通知書交付の際、申請者が提出済みの電子ファイルをダウンロード可能とすることで副本添付に代える。

# 電子申請受付システム 操作説明書

根拠規定	要求事項	対応	要求事項詳細	対応状況詳細
§ 53-3	消防同意	○	3 第1項第1号の規定により電子申請が行われた場合において、第20条第1項の消防長等の同意を求める場合は、センターは、建築主から提出された電磁的記録を紙面に印刷し、これを添えて行う。ただし、あらかじめセンターと消防長等が協議した上で、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる場合には、この限りでない。	申請書の電子ファイルをクラウドサービスを利用して消防機関に送信可能。消防機関はクラウドサービス上で審査結果の記録や文書送信が可能。
§ 53-4	保健所通知	×	第1項第1号の規定により電子申請が行われた場合において、センターは、第20条第2項の消防長等に対して通知を行う場合又は第41条第1項の消防長等に対して照会を行う場合は、あらかじめ消防長等と協議した上で、第21条第2項の保健所長に対して通知を行う場合は、保健所長と協議した上で、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。	対応時期未定
§ 53-5	申請返却	○ ※	第1項の規定により行われた同項第1号から第4号の電子申請に対して、それぞれ第17条第3項、第26条第5項、第32条第6項及び第38条第5項の規定により引き受けできない場合において、センターは、建築主から提出された電磁的記録についてはこれを消去することにより、返却に代えることができる。	提出されたファイルは消去可能であるが、建築主氏名、提出日時、建築場所等の概要情報は削除不可。
§ 53-6	取下げ届	○	第1項の規定により行われた同項第1号から第4号の電子申請に対して、それぞれ第23条第1項、第30条第1項、第36条第1項及び第44条第1項の取下げ届を提出する場合は、建築主は、あらかじめセンターと協議した上でセンターの指定する方法で、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。この場合において、センターは、建築主から提出された電磁的記録についてはこれを消去することにより、それぞれ第23条第2項、第30条第2項、第36条第2項及び第44条第2項に規定する返却に代えることができる。	【取下げ依頼】機能により、その意思を確認検査機関に伝えることが可能。確認検査機関のシステム操作により取下げ処理が行われ、申請者が無断で取下げすることはできない。
§ 53-7	署名代替(申請)	○	法令の規定により署名等をすることが規定されているものを第1項、第3項、第4項及び前項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、次に掲げる措置により代えることができる。 (1) 申請データに電子署名（当該電子署名を行った日に有効であることが検証できるものに限る。以下同じ。）を行い、その情報を当該電子署名に係る電子証明書とともに送信する措置 (2) 識別番号及び暗証番号を入力する措置 (3) 申請データに氏名又は名称を記録する措置	(3)申請データに氏名又は名称を記録する措置を採用
§ 53-8	署名代替(交付)	×	法令の規定により署名等をすることが規定されているものを第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、電子署名を行い、その情報を当該電子署名に係る電子証明書を送信する措置により代えることができる。	電子署名には対応しない。
§ 53-9	到達確認	○	9 電子情報処理組織による申請があった場合、申請に係る電磁的記録がセンターの使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録がされた時にセンターに到達したものとみなす。	申請者が申請ボタンを押下した際に到達時刻が記録され、その情報は確認検査機関に共有される。 なお、申請が到達すると確認検査機関にお知らせメールがシステムより自動配信される。
§	稼働	○	申請に係る電磁的記録がセンターの使用に係る電	申請者の利用は24時間365日。

根拠規定	要求事項	対応	要求事項詳細	対応状況詳細
53-10	時間		子計算機に備えられたファイルへ記録ができる時間は、24時間 365日とする。ただし、センターの使用に係る電子計算機が保守等により記録ができない時間を除く。	なお、確認検査機関や消防機関の利用は、夜間0~5時を除く19時間365日。
§ 53-11	正副提出	○	電子情報処理組織により申請が行われた場合においては、当該電磁的記録の提出をもって、書面で申請する場合に必要とする部数の提出があったものとみなす。	提出された電子ファイルについて、正副の区別はしない。
§ 61	セキュリティ	○	センターは、電子情報処理組織による申請の受付及び図書の交付、電磁的記録の保存やネットワークを介した送受信等を適切に行い、情報漏えい、電子申請に係る電子計算機への不正アクセス行為や電磁的記録の改ざん等を防ぐため、厳格なセキュリティ対策を講じ、その処置について別に定める。	主として次の措置を講ずる。 1. アクセス制限 ・ID・パスワードによる認証 ・申請データの閲覧可否・編集可否をID毎に設定 2. アクセスログ保存 ・ID毎にシステム利用経過を記録 3. バックアップ ・常時2つのサーバに記録してデータの消失を防止

## 10.6 指定準則における確認検査員等の数の適用除外要件への対応

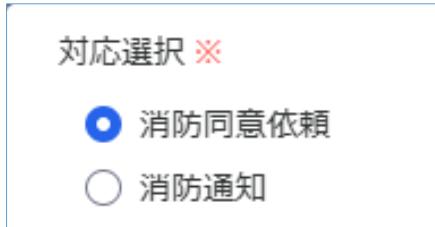
指定確認検査機関 指定準則：令和7年4月施行版

根拠規定	要求事項	対応	要求事項詳細	対応状況詳細
第2第6項			第二項の規定（注：確認検査員等の数）は、確認検査の電子申請（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請等をいう。）を受け付けることとしている場合（申請情報についてシステム管理されているものに限る。）には、適用しない。	
建築安全調査室における取扱基準	情報共有の即時性	○	「申請情報についてシステム管理されているもの」とは次の3項目を満たすものとする。 ①申請された案件の情報や審査過程等の情報がリアルタイムでシステムに反映されるものであること	クラウドサービス上の電子ファイルを申請書（申請図書を含む）として共有し、付帯情報として文字入力や電子ファイル添付により、申請・審査を行う。 申請書、付帯情報が更新された場合、相手方に瞬時に共有される。
	申請情報の一元管理	○	②申請された案件の情報について、データを統合し一元的な管理がされ、審査の進捗状況を管理できること	補正指示書、補正図書、審査結果などの付帯情報は申請書の電子ファイルと同じ画面内に表示することで一元管理し、審査状況欄に「受付中」「補正依頼中」「審査中」「審査終了」などと表示を切り替えることで進捗状況を管理する。 なお、審査状況欄の表示が切り替わった履歴の表示機能も装備する。
	同時アクセス	○	③複数のユーザーが同一データにアクセスし、作業がされること	複数のユーザーが同一データにアクセス可能。 同一データの更新作業は、情報の混乱を防止する目的で一定の制限を設ける方針。

## 10.7 消防長等による計画通知案件の審査について

消防長等による計画通知案件の審査については、昭和25年通達に基づいて実施されています。確認申請案件では、消防長等による審査手続を「消防同意」と呼ぶのに対し、計画通知案件では「消防通知」と呼ぶ審査機関があります。

このように呼ぶ場合、建築物の規模等により「審査を依頼する消防通知」と「審査を依頼しない消防通知」に分かれますが、本システムでは前者を「消防同意依頼」、後者を「消防通知」として整理しています。



このため、本システム内では、従前「消防通知」と呼んできた手続が「消防同意依頼」として記録されることになります。審査機関によりこのような呼称に問題がある場合は、備考や審査機関内部メモに「消防通知として送信」などと記録することでご対応ください。

(参考) 国家消防本部管理課長・建設省住宅局長から各都道府県知事あて通達

昭和 25 年 12 月 15 日  
国消管発第 292 号

建築基準法及び同法関係法令の施行と消防法第 7 条の運用について

第 7 国会で成立した建築基準法の施行期日を定める政令は、政令第 319 号で、同法施行令は、昭和 25 年 11 月 16 日付政令第 338 号で、それぞれ 11 月 23 日から全面的に施行されることとなったが、これらの法令は消防との関連が特に大であるから、関係法令の知悉研究はもとより特に消防法第 7 条の運用については、左記諸点に留意して行政上方違算のないよう貴管下市町村をよろしく御指導願いたい。

記

- 一 建築基準法附則第 11 項で改正された消防法第 7 条は、建築基準法の施行に伴い効力が発生するので、消防長又は消防署長が同意を求められたときは、速やかに所要の調査を行い、消防法第 7 条第 2 項に基く期限内（3 日又は 7 日）に同意又は不同意の通知をし、事務の渋滞を来さないようにすること。
- 二 建築主事が同意を求め又は消防長又は消防署長が同意不同意の通知をするときは、使便を原則とすること。
- 三 消防長又は消防署長が同意を求められた場合は、防火に関する法律、命令、条例に基いて同意又は不同意（根拠法令の条文を明示して理由を付すること。）の何れか一方の明確な表示をすること。
- 四 建築基準法は、従来と異り国又は地方公共団体の建築物にも適用せられるので、同法第 93 条第 3 項の規定によつて建築主事が、消防長又は消防署長に通知するときは、関係図書をあわせて回付すること。消防長又は消防署長は、通知をうけたときは、速かに、その審査の結果を消防法第 7 条第 2 項に定める期限に準じて、建築主事に通知すること。

（以下略）

建築基準法第 93 条第 3 項（昭和 25 年当時）

建築主事は、第 18 条第 2 項の規定による通知を受けた場合においては、遅滞なく、これを当該通知に係る建築物の工事施工地又は所在地を管轄する消防長又は消防署長に通知しなければならない。

システムの操作に関するお問合せ  
一般財団法人建築行政情報センター  
mail [toiawase@icba.or.jp](mailto:toiawase@icba.or.jp)  
TEL03-5225-7719 (担当 山田／野々村)  
(対応時間：平日 9:30～17:45)